

# 区分請求書等保存方式

28改正案

現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる（区分記載請求書等保存方式）。

## 請求書等

- 売り手が発行する請求書の記載事項に、①軽減税率の対象品目である旨と、②税率ごとに合計した対価の額、を加える（免税事業者も、区分記載請求書を交付できる）。なお、現行どおり、売り手には区分記載請求書の交付義務・保存義務を課さない。
- 買い手は、区分記載請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可）。なお、上記①及び②については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。
- 偽りの請求書の交付に対する罰則は設けない。

## 納付税額の計算方法

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を維持する。

## 「区分記載請求書」

○ 売上税額の計算方法  
(10%対象)  $11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円}$   
(8%対象)  $10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円}$   
⇒ 売上税額 :  $1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円}$



○ 仕入税額の計算方法  
(10%対象)  $11,000\text{円} \times 10/110 = 1,000\text{円}$   
(8%対象)  $10,800\text{円} \times 8/108 = 800\text{円}$   
⇒ 仕入税額 :  $1,000\text{円} + 800\text{円} = 1,800\text{円}$

売り手が発行した請求書に、  
①軽減税率の対象品目である旨と、  
②税率ごとに合計した対価の額  
の記載がない場合は、買い手が事実に基づき追記することで、  
仕入税額控除の要件を満たすものとする。

## （経過措置）

- 売上税額の計算の特例：売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者が、売上げの一一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして計算する特例を設ける。  
※ 課税売上高が5千万円以下の中小事業者については、軽減税率制度の導入から4年間、特例を選択することが可能。  
中小事業者以外についても、軽減税率制度の導入から1年間に限り、同様の特例。
- 仕入税額の計算の特例：仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者が、仕入れの一一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして計算する特例を設けるほか、簡易課税の事後選択（中小事業者以外については簡易課税の準用・事後選択）を可能とする。  
※ 軽減税率制度の導入から1年間の特例。

※ 支払対価が3万円未満の場合や自動販売機から購入する場合、入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（請求書等の保存は不要）。

※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。

# 適格請求書等保存方式

28改正案

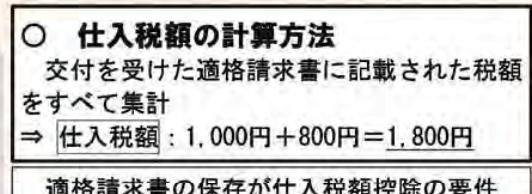
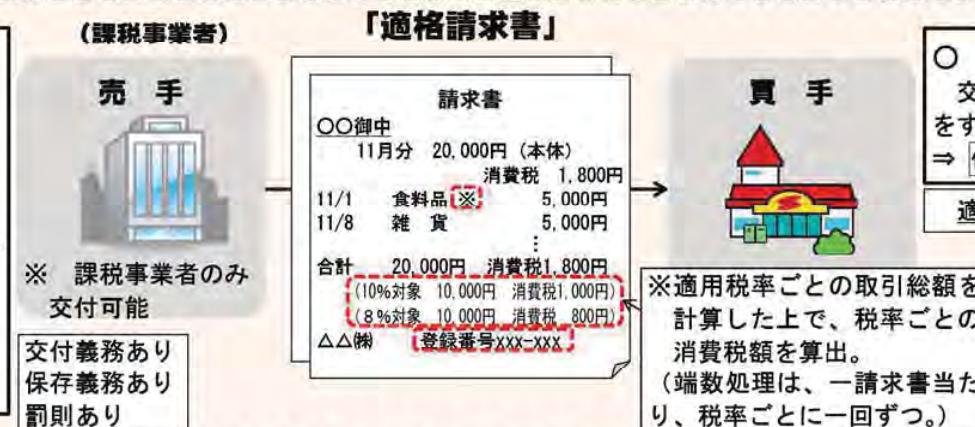
## 請求書等

- 登録を受けた課税事業者（売り手）に対して、事業者から求められた場合の、適格請求書の交付・保存を義務付ける（課税事業者のみ適格請求書を交付できる）。
  - ※ 適格請求書の記載事項：発行者の氏名又は名称及び登録番号、取引年月日、取引の内容（軽減税率対象品目である場合にはその旨の記載を含む）、税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、消費税額等、交付を受ける事業者の氏名又は名称
  - ※ 不特定多数の者に対して販売を行う小売業、飲食業、タクシー業等については、適格請求書の記載事項を簡易なものとすることができます（適格簡易請求書）。
    - ・「適用税率」及び「適用税率ごとの消費税額等」⇒ 「適用税率」又は「適用税率ごとの消費税額等」
    - ・「交付を受ける事業者の氏名又は名称」 ⇒ 省略
- 買い手は、適格請求書の保存を仕入税額控除の要件とする（免税事業者からの仕入れは、仕入税額控除不可）。
- 偽りの交付行為に対して罰則を設ける。

## 納付税額の計算方法

- 売上税額、仕入税額の計算は、
  - ・ 「適格請求書」に記載のある消費税額の「積上げ計算」と、
  - ・ 適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」を選択できる。
- ただし、売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」（端数処理による益税を防止）。

導入時期 平成33年4月1日から導入（登録は平成31年4月1日から）。



※適用税率毎の課税仕入れの総額から消費税相当額を割り戻して計算することも可能  
(割戻し計算により売上税額を計算する場合に限る)

## （経過措置）

- 免税事業者からの仕入れに係る控除の特例：免税事業者からの課税仕入れについては、  
適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は同50%の控除ができる。
- ※ 自動販売機から購入する場合や入場券など証拠書類が回収される場合、中古品販売業者が消費者から仕入れる場合など、適格請求書の交付を受けることが困難な場合は、現行制度を基本的に維持し、帳簿への記載により仕入税額控除が可能（適格請求書等の保存は不要）。  
ただし、3万円未満の課税仕入れについて、請求書等の保存を不要とする規定等は廃止。
- ※ 現行どおり、せり売りや無条件委託販売・共同計算方式による媒介・取次により販売される場合は、媒介・取次業者が作成した請求書等の保存により仕入税額控除が可能。